

手形・小切手をご利用いただいているお客さまへのお知らせ②

東京東信用金庫

2027年3月末までに手形・小切手を全面的に電子化する政府の方針にしたがい、電子交換所を設置・運営している全国銀行協会は2027年4月初めから電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することを決定しております。これにより金融機関間での手形・小切手の取立が困難になり、紙の手形・小切手は実質的に支払手段として使用できなくなります。

現在、手形・小切手をご利用いただいているお客さまにおかれましては、お早めにご対応をお願いいたします。

【手形を振出されているお客さま】

- ・手形の振出期限は2026年9月30日までです。
- ・2027年4月以降を期日とする手形の発行はおやめください。
当金庫を含め多くの金融機関では2027年4月以降を期日とする手形の取立は既に受付しておりません。
- ・「でんさいサービス」(電子記録債権)へ切替えのご検討をお願いいたします。
印紙代や郵送費が削減されます。また、盗難や焼失のリスクもありません。
- ・発行頻度が低く、1件あたりの金額が100万円以下のお客さまは、基本手数料が不要で、スマホのみで操作できる「でんさいライト」もご利用いただけます。
- ・現金払(振込)への切替えをお考えになっているお客さまで、資金繰りの検討が必要な場合は、営業担当者または融資担当者にご相談ください。

【小切手を振出されているお客さま】

- ・小切手の振出期限は2026年9月30日までです。
- ・2026年10月以降を振出日とする先日付小切手の発行はおやめください。
- ・インターネットバンキングを利用した振込へ、切替えのご検討をお願いいたします。
郵送費が削減されます。また、盗難や焼失のリスクもありません。
窓口での振込より手数料が抑えられます。

【手形を代金取立・入金されているお客さま】

- ・2027年4月以降を期日とする手形はお預かりできません。また2026年10月1日以降は期日に他店券として入金することもできません。
「でんさい」・「でんさいライト」など、他の支払手段への変更を交渉し、お受け取りにならないようにしてください。

【小切手を入金されているお客さま】

- ・2026年9月30日をもちまして、他店券の預金入金を終了いたします。
他の支払手段(振込等)への変更の交渉をお早めをお願いいたします。

当金庫の方針（2026 年 1 月 7 日付でホームページにて公表しております）

2026 年1月7日

お客さま各位

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について②

東京東信用金庫

日頃より当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手機能の電子化について、2021 年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画」において、「5 年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」、「小切手の全面的な電子化を図る」とされており、全国銀行協会では 2027 年度初めから電子交換所における手形・小切手の交換廃止を決定しました。

こうした状況を踏まえ、当金庫では、下記の対応を実施することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1.手形・小切手の振出期限を設定いたします。

2026 年 9 月 30 日を当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の最終振出期限といたします。期限以降に振出された手形・小切手は当座勘定からの支払が出来ません。

2.(統一)手形小切手の発行を終了いたします。

2026 年 6 月30日に手形帳および小切手帳の発行を終了いたします。

本件につきましては 2024 年 12 月 2 日「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた対応について」において 2026 年 9 月に手形帳を、2026 年 12 月に小切手帳を終了するとしておりましたが、電子交換所における手形・小切手の交換廃止に向けた電子的な決済手段へのスムーズな移行のため、終了日を変更させていただきます。

3.他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いを終了いたします。

2026 年 9 月 30 日をもって他行を支払地とする手形・小切手の預金入金の受付を終了いたします。

【お知らせ済みの対応】

- ・2025年1月から2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立ての受付を終了しております。
- ・2025年1月から当座預金の新規口座開設を停止しております。
- ・2025年4月から当座勘定規定を改訂し払戻の方法に、払戻請求書による方法を追加しております。

【ご相談・お問い合わせ先】

詳しくは、当金庫お取引店までお問い合わせください。

以上

(2026 年 1 月)